

令和2年 9月 2日
保健福祉政策部
世田谷保健所

新型コロナウイルス感染予防対策について

1 主旨

「新型コロナウイルス感染症予防の取り組みと今後の対応について」に関して、8月28日時点での更新（速報値）を行ったため報告する。

2 内容

別紙「新型コロナウイルス感染症予防の取り組みと今後の対応について【速報版】（8月28日現在）」のとおり

新型コロナウイルス感染症予防の取組みと
今後の対応について

【速報版】

(8 月 28 日現在)

令和 2 年 8 月
世田谷区

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、本年1月の国内初の感染確認後、急速に感染を拡大させ、4月には国が緊急事態宣言を発出し、全国で休業要請や外出自粛が行われるなど、未曾有の事態を招くとともに甚大な被害をもたらし、今なお日本のみならず世界中が、国を挙げて対策に取り組んでいます。

こうした状況下で、区は、感染拡大の防止や、区民生活や事業活動を守り抜くため、フェーズに応じた対策を実施してきました。

7月に入り、感染が再び拡大し、警戒を要する状況を迎えている中、これまでの区内の感染状況等を公表するとともに、引き続き区民への注意喚起や感染予防の取組みに向けた協力をいただくため、今後の区の対策をより効果的なものとするよう、これまでの取組みを振り返り、課題を明らかにするものとします。

なお、本資料は令和2年8月28日現在の速報値を取りまとめたものです。

< 新型コロナウイルス感染症の感染者数集計の考え方 >

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」)12条に基づき、医師が作成した発生届に記載されている感染者の「所在地」が世田谷区である方について、区内の感染者として人数を集計しています。

集計にあたっては、HER-SYS に登録されている感染者を集計しています。ただし、以下に該当する方は集計の対象外としています。

所在地が世田谷区であっても、発生届作成が区外の医療機関または区外の保健所の医師で、感染者の入院先または療養先も区外の医療機関である方
クルーズ船(ダイヤモンドプリンセス号)乗客

なお、本資料における各集計の数値は、今後の調査状況等により、後日変動、修正する場合があります。

HER-SYS とは

厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムの名称。感染者等に関する情報を地域の関係者あるいは必要に応じて地域外の関係者の間で共有・把握するためのシステムです。

目次

1 . 区内の感染状況 P 1

- (1) 感染者の累計数
- (2) 感染者数の推移
- (3) 男女別の感染状況
- (4) 年代別の感染状況
- (5) 地域別の感染状況
- (6) 重症等の患者の状況
- (7) 死亡者の状況
- (8) 感染源の状況
- (9) 濃厚接触者の状況
- (10) P C R 検査数の推移
- (11) クラスター発生状況及び対応
- (12) 社会福祉施設等での感染の発生状況及び対応
- (13) 区立施設での感染の発生状況及び対応

2 . 区のと組みと今後の対応 (7 月 18 日 ~ 8 月 28 日) P 22

- (1) 有識者との意見交換
- (2) 電話相談体制の強化
- (3) P C R 検査体制の充実
- (4) 保健所の体制強化

1. 区内の感染状況

(1) 感染者の累計数

8月28日現在における感染者の累計数とその内訳（入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等（療養期間経過を含む）、死亡）は以下のとおりです。

<感染者の累計数>

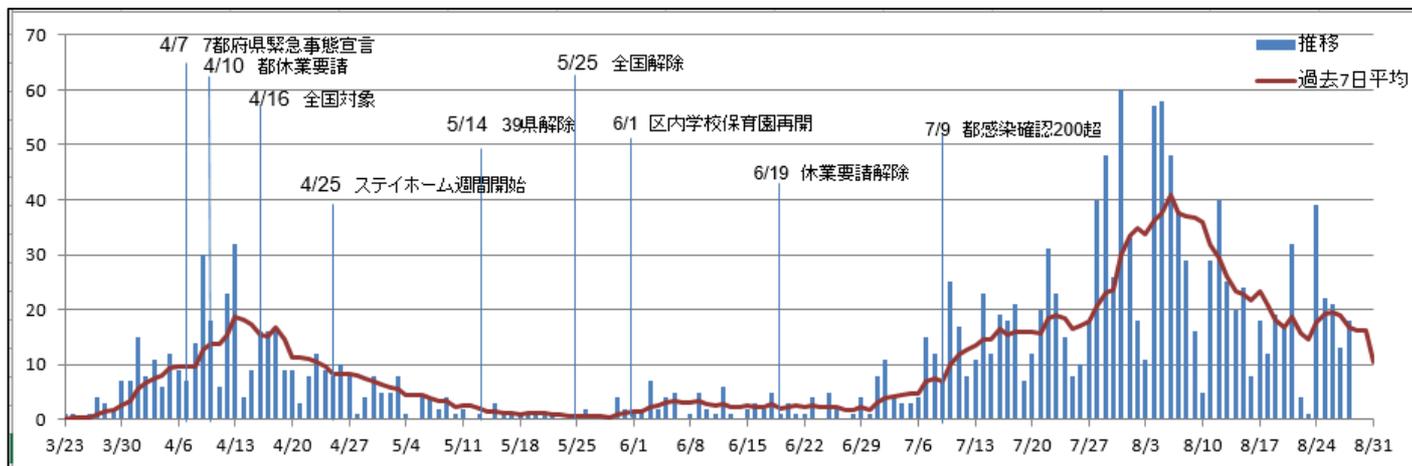


(2) 感染者数の推移

区内の感染者数は、3月末から急激に増加し始め、4月6日～12日の週に107人となりピークを迎えました。4月7日の国の緊急事態宣言の発出を受け、4月20日～26日の週ころから感染者数は減少傾向に転じ、5月25日に緊急事態宣言が解除されるころには、新規感染者数が0人～1人程度の日が続き、小康状態となりました。その後、6月末ごろから再び増加傾向に転じ、8月3日～9日の週では新規感染者数が257人にまで急増しました。8月中旬以降はやや減少傾向に転じているものの、週ごとの感染者数は100人を超えており、予断を許さない状況となっています。

<区内の感染者数の推移>

【令和2年8月28日現在】



< 週ごとの感染者数推移 >

【令和2年8月28日現在】

各週	感染者数(人)
～ 3月29日	14
3月30～4月5日	66
4月6日～12日	107
4月13日～19日	103
4月20日～26日	59
4月27日～5月3日	39
5月4日～10日	16
5月11日～17日	8
5月18日～24日	5
5月25日～31日	9
6月1日～7日	21
6月8日～14日	16
6月15日～21日	17
6月22日～28日	13
6月29日～7月5日	34
7月6日～7月12日	88
7月13日～7月19日	111
7月20日～7月26日	119
7月27日～8月2日	243
8月3日～8月9日	257
8月10日～8月16日	151
8月17日～8月23日	103
8月24日～8月28日(5日間)	113
計	1,712

太枠内は、前回報告(7月19日現在)以降の数値です。

(3) 男女別の感染状況

男女別の累計感染者数は男性が女性の約 1.4 倍となっており、区民全体の男女比 47 : 53 (男性 436,552 人、女性 485,004 人。令和 2 年 4 月 1 日時点) と比較すると、男性に感染者数が多い傾向が見られます。

その傾向は、緊急事態宣言の発出前後や 7 月上旬 ~ 8 月上旬にかけてなど、感染者数が急増した状況において、顕著に表れています。

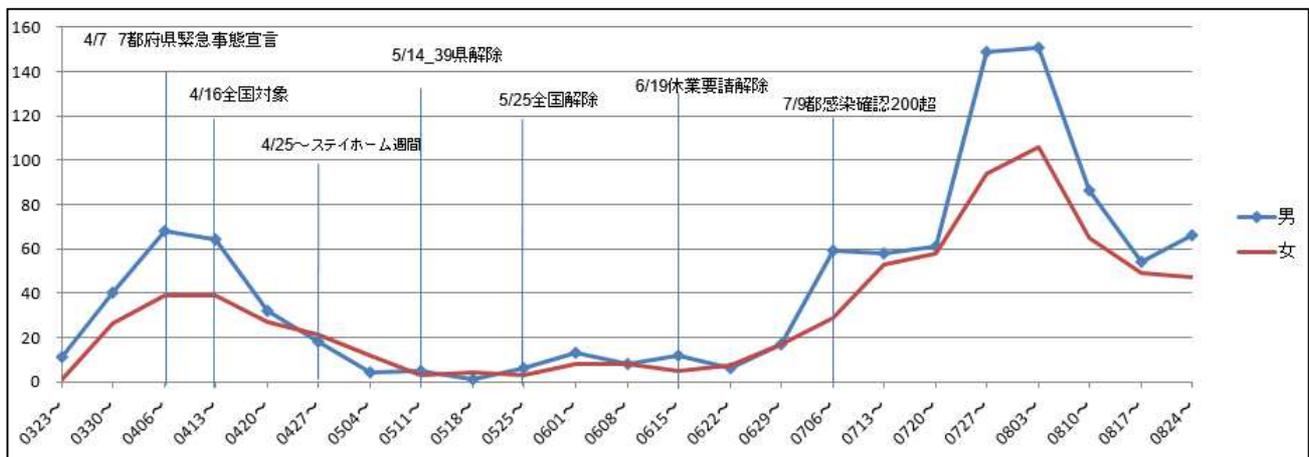
< 男女別の感染者の累計 >

【令和 2 年 8 月 28 日現在】

	男性	女性	計
累計	991	721	1,712
割合	58%	42%	100%

< 男女別の感染者数推移 >

【令和 2 年 8 月 28 日現在】



(4) 年代別の感染状況

区内の感染者は、全感染者 1,712 人のうち 20 代から 50 代の感染者が 1,412 人と、全体の約 82% を占めています。(区民全体における同年代の割合は約 60%)。

一方で、20 歳未満及び 70 歳以上の感染者数は依然として低い割合となっているものの、区内の高齢者施設や幼稚園等でも集団感染が確認されるなど、年代を超えて、感染が広がっている状況です。

6 月下旬以降、特に 20 代と 30 代の感染者が急増しており、こうした世代から、子どもや高齢者への感染をいかに防止するかが大きな課題となっています。

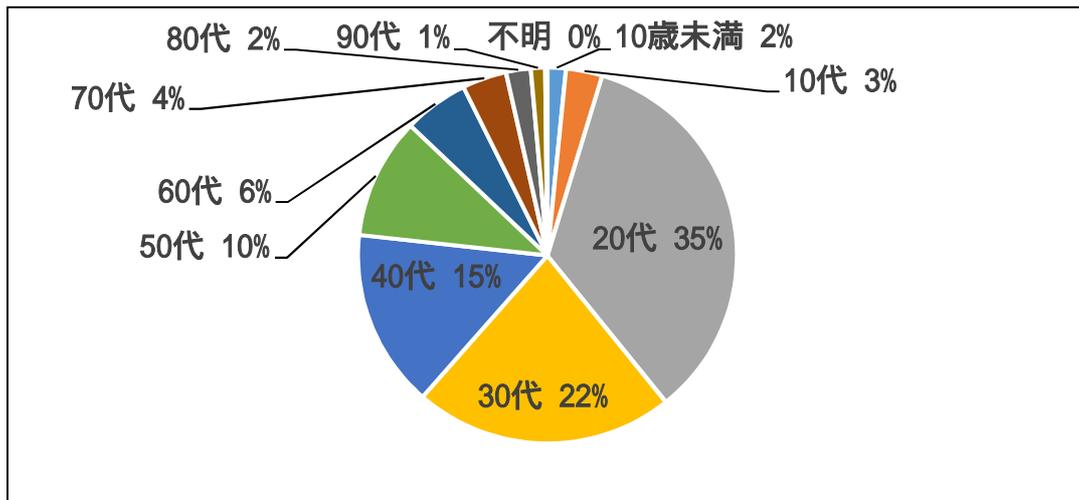
<年代別感染者数の累計>

【令和 2 年 8 月 28 日現在】

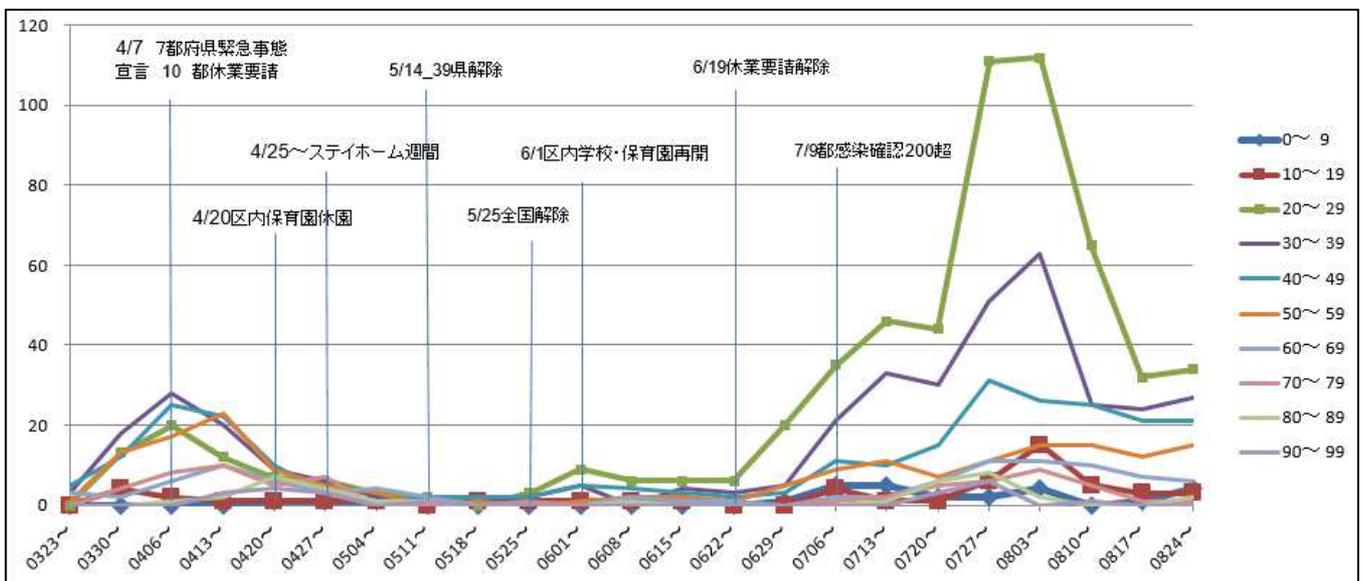
0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	不明	計
27	53	592	380	262	178	95	65	36	21	3	1,712

<年代別の感染者数>

【令和 2 年 8 月 28 日現在】



<年代別の感染者数推移>



(5) 地域別の感染状況

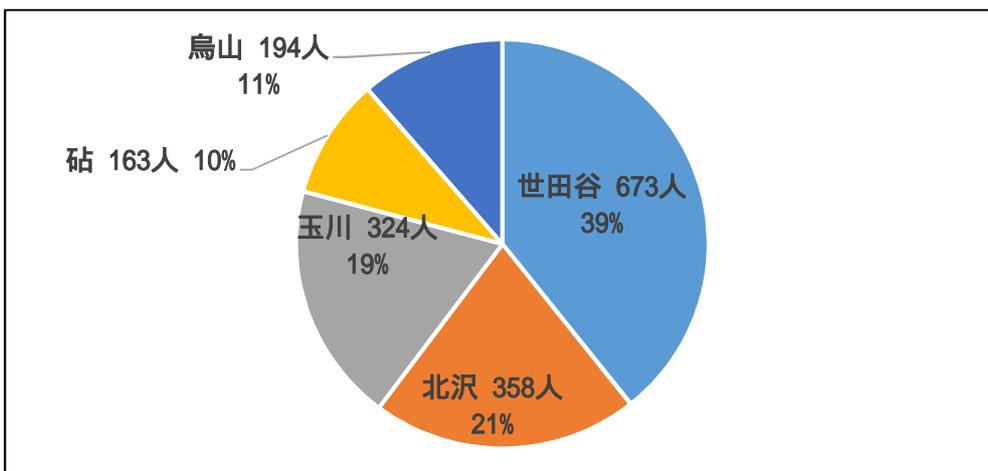
地域別の感染状況について、感染者数の累計及び人口 10 万人（6 月 1 日時点）あたりの感染者数で比較を行いました。地域別の感染者数については、地域内で感染した感染者の数ではなく、あくまでも感染者の居住地別に累計を算出したものであり、数値の高さがその地域で感染が流行していることを示すものではありません。世田谷地域では、国の緊急事態宣言発出前後に一時的に感染者が多くなっていましたが、その後は他の地域と同様の推移となっています。

< 地域別感染者累計数・人口 10 万人当たりの件数 >

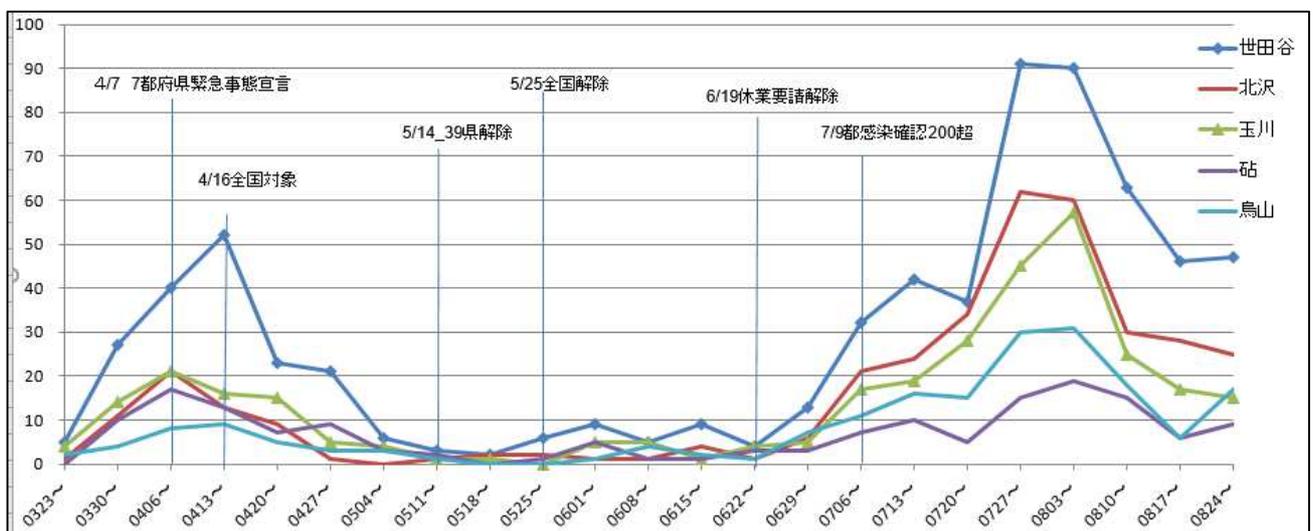
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	全体
累計数	673	358	324	163	194	1,712
人口 10 万人あたりの数	263.86	231.32	142.78	98.80	159.67	185.44

< 地域別感染者累計数 >

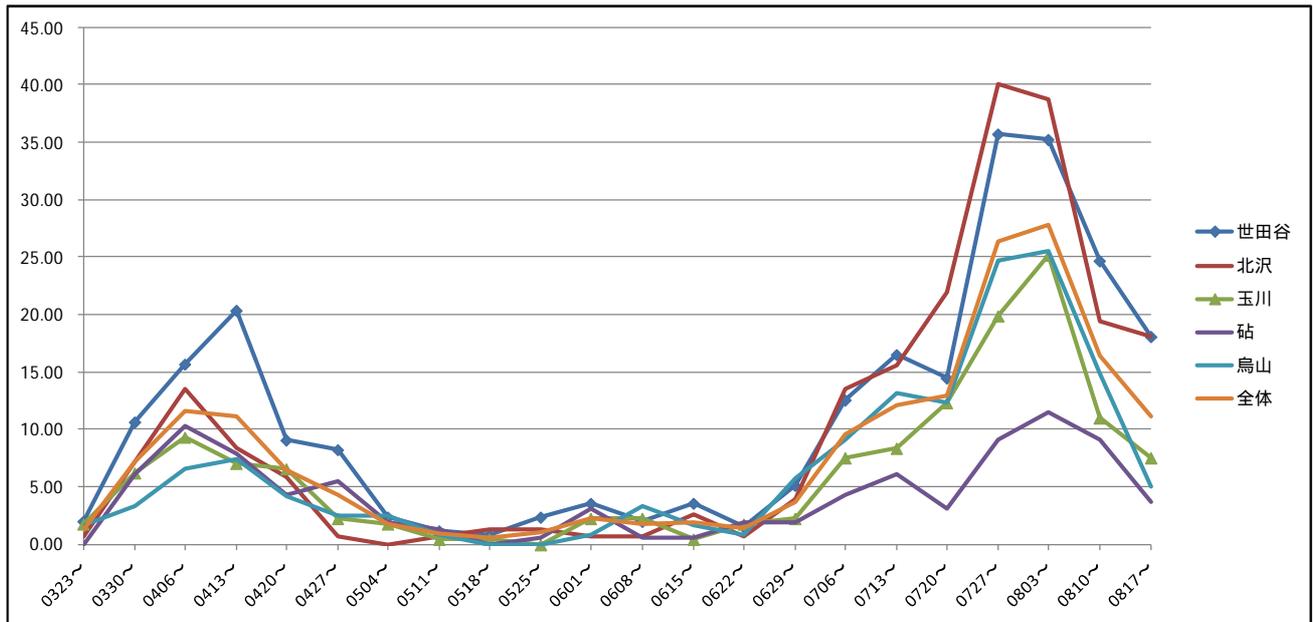
【令和 2 年 8 月 28 日現在】



< 地域別感染者数の推移 >



< 人口 10 万人当たりで比較 (6 月の人口をもとに算出) >



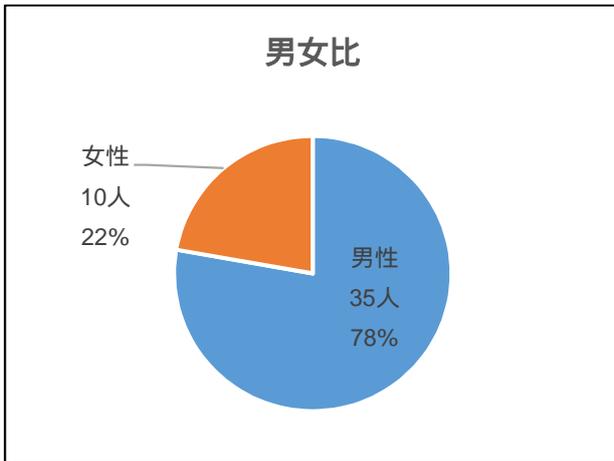
(6) 重症等の患者の状況

新型コロナウイルス感染症に罹患した 1,712 人のうち、医療機関等からの報告により、区が重症等（酸素投与、人工呼吸器管理、死亡等）を把握した症例は 45 件です。このうち、体外式膜型人工肺（エクモ）による治療を受けていることを区が把握した事例は 2 件ありました。

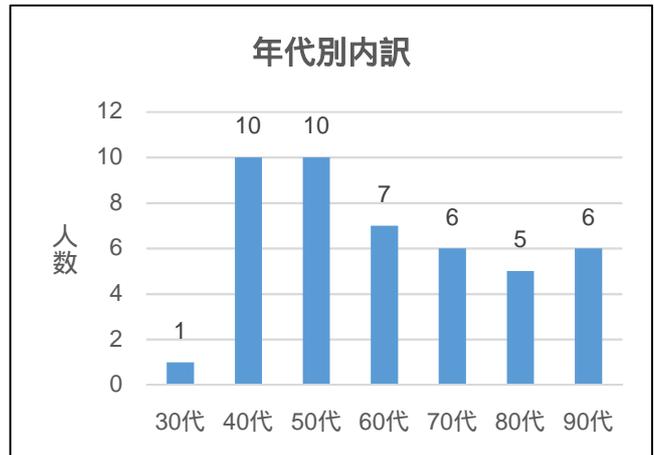
全感染者数のうち、30 代以下の感染者数が過半数を占めているものの（（ 4 ）年代別の感染者状況参照）重症等の患者のほとんどが 40 代以上であり、30 代以下の重症等のリスクは低いという傾向が表れています。45 例における男女比、年代、基礎疾患の有無、人工呼吸器使用の有無、症状の経過状況は以下のとおりです。

なお、区が把握した 45 例のうち、症状の経過により死亡に至った事例は 20 件でした（基礎疾患により死亡した可能性も含まれます）。

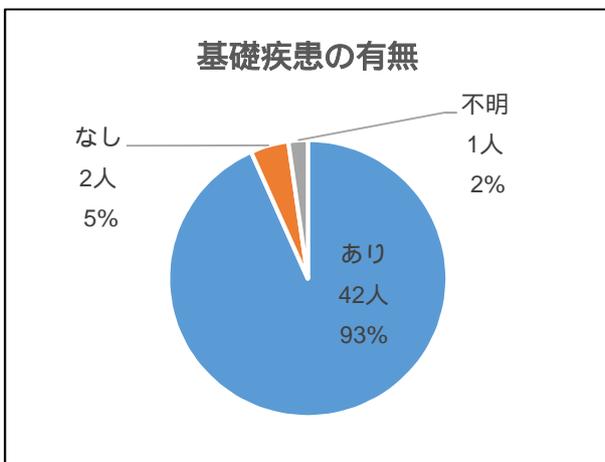
< 重症等の患者の男女比 >



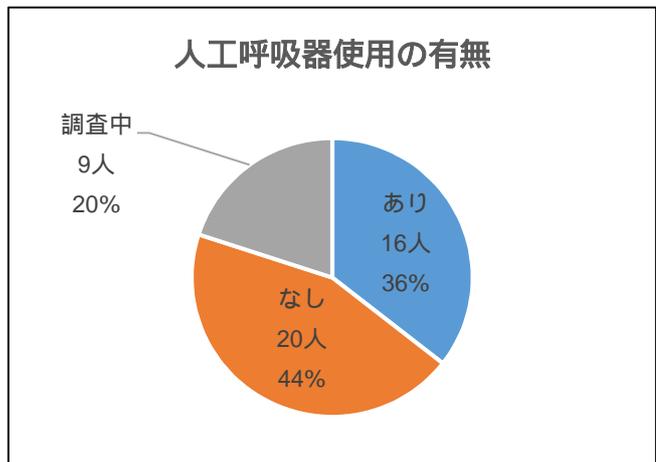
< 重症等の患者の年代別内訳 >



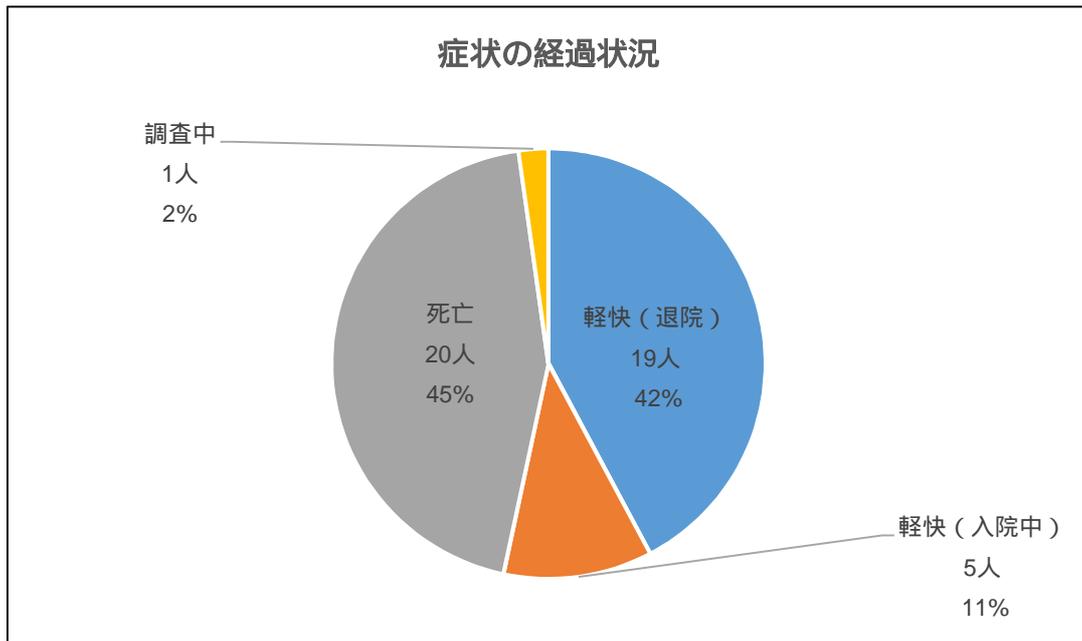
< 重症等の患者の基礎疾患の有無 >



< 重症等の患者の人工呼吸器使用の有無 >



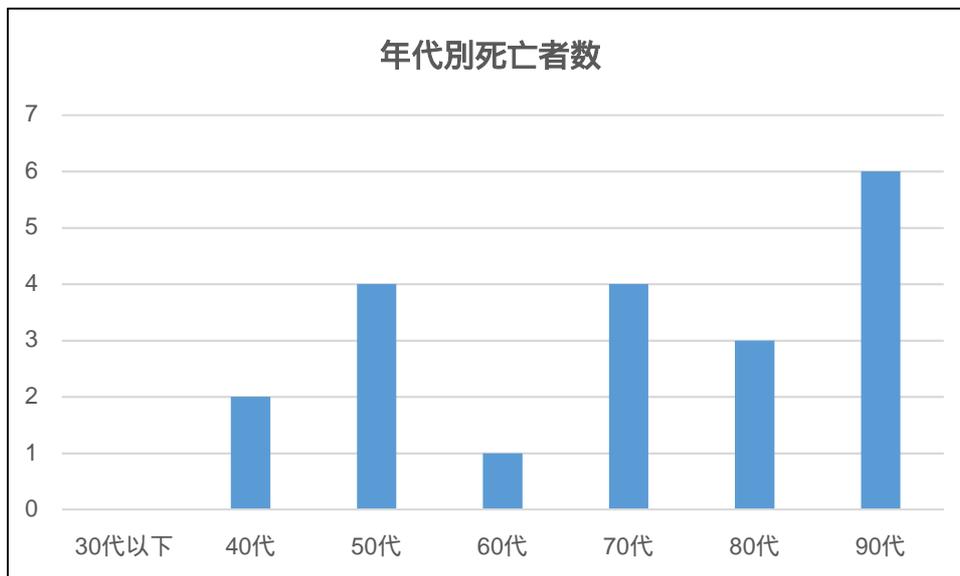
<重症等の患者の症状の経過状況>



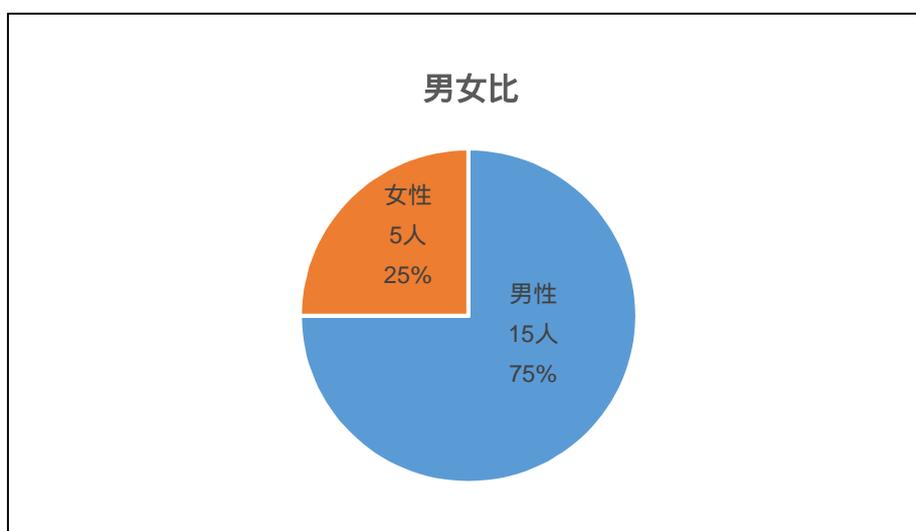
(7) 死亡者の状況

8月28日現在、病院等からの連絡により区が把握した、感染者における死亡者数は20人です(区外医療機関等で診断され、入院先または療養先も区外医療機関である場合については、区保健所が関わっていないため、含まれていません)。年代別の死亡者数は、90代が6人と最も多く、50代と70代が4人、80代が3人、40代が2人、60代が1人となっており、40代未満の死亡者は出ていません。年代別の感染者数では20代から50代が多い一方、死亡者数は90代が最多となっていることから、高齢者ほどリスクが高く、より感染を防ぐ対策が必要です。また、死亡者全20人のうち、男性が15人、女性が5人となっており、男性が多い傾向にあります。さらに、基礎疾患のあった人は19人であり、全国的な傾向と同じく、基礎疾患がある人ほど死亡のリスクが高い状況となっています。死亡した感染者の最初の症状は、発熱が16人と最も多く、次いで肺炎像が9人となっており、症状が重複している例もありました。

<年代別死亡者数>



<死亡者の男女比>



(8) 感染源の状況

8月28日までの区内の新規感染者のうち、感染源不明(調査中含む)と区分している患者は、全体の約60%となっています。

一方で、感染源判明と区分している患者について、家庭内感染が32.6%、飲食店での会食等による感染が20.8%、職場内感染が13.7%などとなっており、身近な人から感染している事例が多く見受けられ、これに伴い子どもや高齢者も含めた全年代に感染が広がることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、外食等を行う際には、感染拡大を防止する細やかな配慮とリスクを最大限回避する習慣を一人ひとりが実践することが大切です。また、感染症対策を実施している店舗や施設を利用する、会食や飲み会は少人数とするなど、「感染しない・感染させない行動」が重要となります。料理を取り分け、同じ皿に複数人が箸をつけないようにする、食事以外はマスクをするなど、十分に警戒する必要があります。

なお、感染源判明と区分している患者の感染源分類の内訳、新規感染者数の推移及び感染源判明・不明の状況は、以下のとおりです。

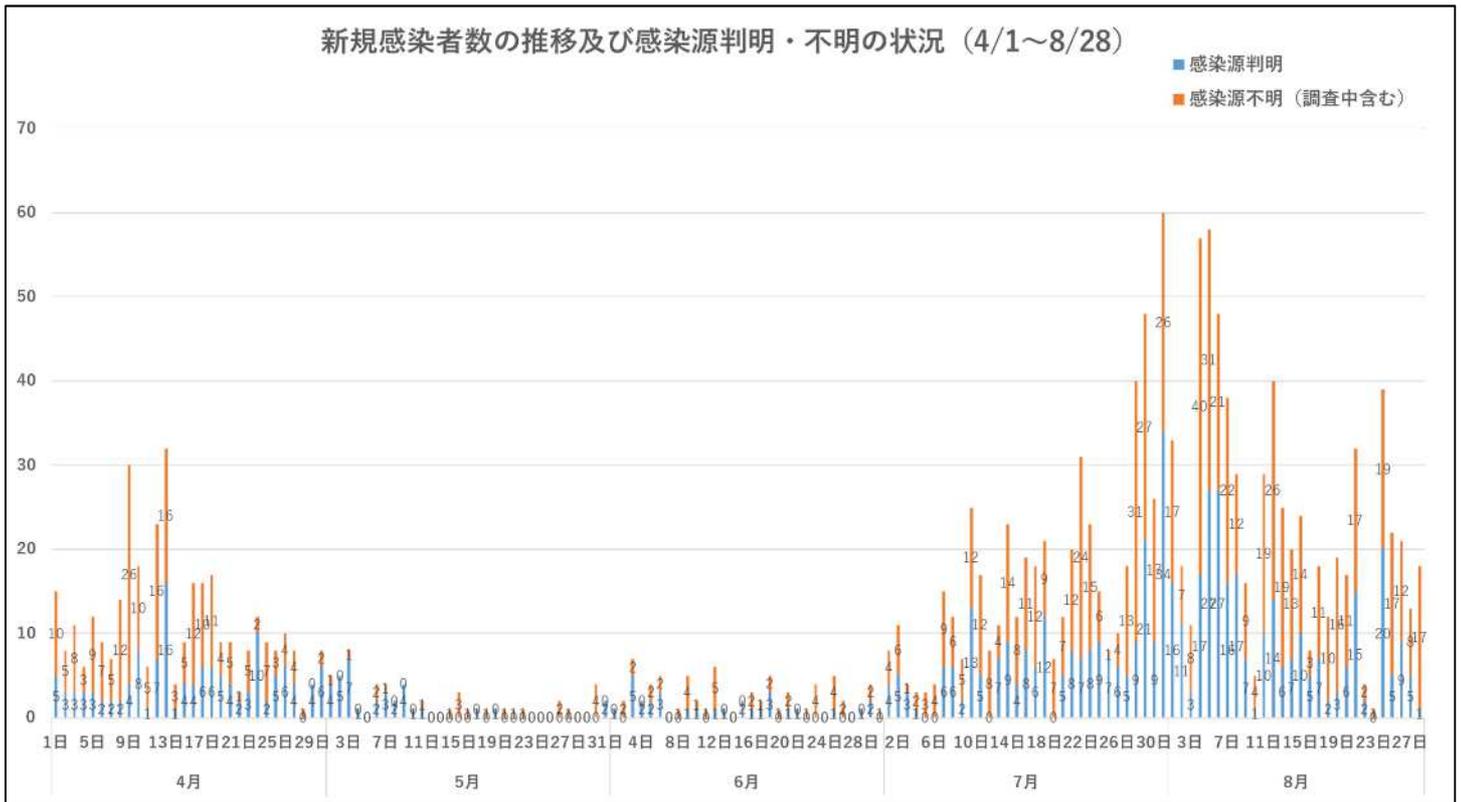
< 感染源分類の内訳 (感染源が区内・区外問わず分類) >

	3月		4月		5月		6月		7月		8月		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
感染源判明	8	29.6%	131	38.3%	34	60.7%	30	41.7%	219	40.6%	269	39.9%	691	40.4%
(感染源分類・内訳)														
家族・同居人	3	37.5%	39	29.8%	13	38.2%	4	13.3%	70	32.0%	96	35.7%	225	32.6%
友人・知人	1	12.5%	13	9.9%	1	2.9%	5	16.7%	18	8.2%	34	12.6%	72	10.4%
医療機関	0	0.0%	20	15.3%	11	32.4%	1	3.3%	0	0.0%	5	1.9%	37	5.4%
飲食店	2	25.0%	15	11.5%	2	5.9%	11	36.7%	54	24.7%	60	22.3%	144	20.8%
(のうち「接待を伴う飲食店」と推定される人数)	(0)		(6)		(0)		(7)		(13)		(4)		(30)	
福祉施設	0	0.0%	11	8.4%	3	8.8%	0	0.0%	13	5.9%	6	2.2%	33	4.8%
ライブハウス・スタジオ・劇場等	1	12.5%	8	6.1%	0	0.0%	0	0.0%	17	7.8%	7	2.6%	33	4.8%
その他職場	0	0.0%	21	16.0%	1	2.9%	3	10.0%	32	14.6%	38	14.1%	95	13.7%
カラオケ	0	0.0%	1	0.8%	3	8.8%	6	20.0%	1	0.5%	7	2.6%	18	2.6%
商業施設(スーパー・家電量販店など)	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	2	0.3%
保育園・幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	3.2%	2	0.7%	9	1.3%
学校等(専門学校含む)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.9%	0	0.0%	2	0.3%
帰国者	1	12.5%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	4	0.6%
大学(体育会・寮等)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.8%	12	4.5%	16	2.3%
スポーツジム	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.1%
感染源不明	19	70.4%	211	61.7%	22	39.3%	42	58.3%	312	57.9%	394	58.4%	1000	58.4%
調査中	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	1.5%	12	1.8%	20	1.2%
総計	27	100.0%	342	100.0%	56	100.0%	72	100.0%	539	100.0%	675	100.0%	1711	100.0%

8月分は、8月1日～28日までの集計。

本資料中の他の統計や区のホームページ上の数値等と集計時点が違うため、数値に差異が生じています。あくまでも感染源は推定であり、感染源分類については疫学調査をもとに区が独自に分類しました。

< 新規感染者数の推移及び感染源判明・不明の状況 >



(9) 濃厚接触者の状況

感染者が発生した場合、その濃厚接触者について、保健所が健康観察を行っています。市内の応援体制を組みながら健康観察を行っていますが、積極的疫学調査実施要領改訂に伴い、5月29日以降、健康観察者にPCR検査を実施しており、感染者一人に対し、多数の接触者が発生するために、一人ひとりへのPCR検査の案内や結果通知、健康観察といった業務に係る負担が大きい状況になっています。8月28日現在の状況は以下のとおりです。

< 濃厚接触者への健康観察の状況 >

【令和2年8月28日現在】

濃厚接触者	観察終了		観察中	PCR検査陽性
	症状なし・PCR検査陰性等	連絡不通		
6,200	4,886	11	917	386

症状なし、PCR検査陰性、連絡不通等で14日間の健康観察期間を終えた場合は、健康観察終了となります。

観察中には、PCR検査の検査待ちや結果待ちの方のほか、PCR検査結果が陰性で健康観察期間中の方等を含みます。

PCR検査の陽性者は、感染者に移行します。

< 地域別の濃厚接触者の状況 >

【令和2年8月28日現在】

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	区外	その他	計
観察終了	1,426	767	998	510	421	36	739	4,897
観察中	149	103	79	45	59	1	481	917
PCR検査陽性	112	59	64	26	37	15	73	386
計	1,687	929	1,141	581	517	52	1,293	6,200

参考) 地域別の濃厚接触者の状況におけるその他の内訳

	区内医療機関・社会福祉施設等でまとめて観察	住所未申告 (電話番号のみ把握等)	区内住所不明	計
観察終了	448	282	9	739
観察中	174	307	0	481
PCR検査陽性	26	47	0	73
計	648	636	9	1,293

(10) PCR検査数の推移

< PCR検査件数 >

【4月の検査数：786件】

8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)
17	27	32			26
14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)
49	63	54	50		
20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)
63	51	40	38	58	
26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(祝)	30日(木)	
	79	63	40	36	

4月8日～13日 世田谷保健所(行政検査)102件

4月14日～30日 世田谷保健所(行政検査)、世田谷区医師会(行政検査)684件

【5月の検査数：1,411件】

1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(祝)	5日(祝)	6日(祝)	7日(木)
49	17	18	33	38	24	62
8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(水)	14日(木)
79	36	8	93	92	81	55
15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)
76	41	10	94	57	53	33
22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)
41	29	6	61	45	38	41
29日(金)	30日(土)	31日(日)				
63	26	12				

5月1日～12日 世田谷保健所(行政検査)、世田谷区医師会(保険適用)549件

5月13日～31日 世田谷保健所(行政検査)、玉川医師会(行政検査)、
世田谷区医師会(保険適用)、区内医療機関(12日から)862件

【6月の検査数：1,518件】

1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)
66	60	64	56	86	49	7
8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	13日(土)	14日(日)
95	51	50	60	62	28	10
15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)	21日(日)
80	66	48	49	45	33	5
22日(月)	23日(火)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	27日(土)	28日(日)
64	49	51	45	54	36	7
29日(月)	30日(火)					
87	55					

世田谷保健所(行政検査)、玉川医師会(行政検査)、世田谷区医師会(保険適用)、区内医療機関検査数は区内で検査を受けた区民の検査数であり、区外で検査を受けた区民や区内で検査を受けた区外の方の数値は含まれません。また、陰性確認検査として一人で複数回実施した検査件数を含んでいます。

【7月の検査数：4,597件】

1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)
75	68	103	55	19	160	132
8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)	14日(火)
121	144	164	140	124	198	180
15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)	20日(月)	21日(火)
174	176	161	78	28	202	219
22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)	26日(日)	27日(月)	28日(火)
216	123	109	119	23	303	194
29日(水)	30日(木)	31日(金)				
207	305	277				

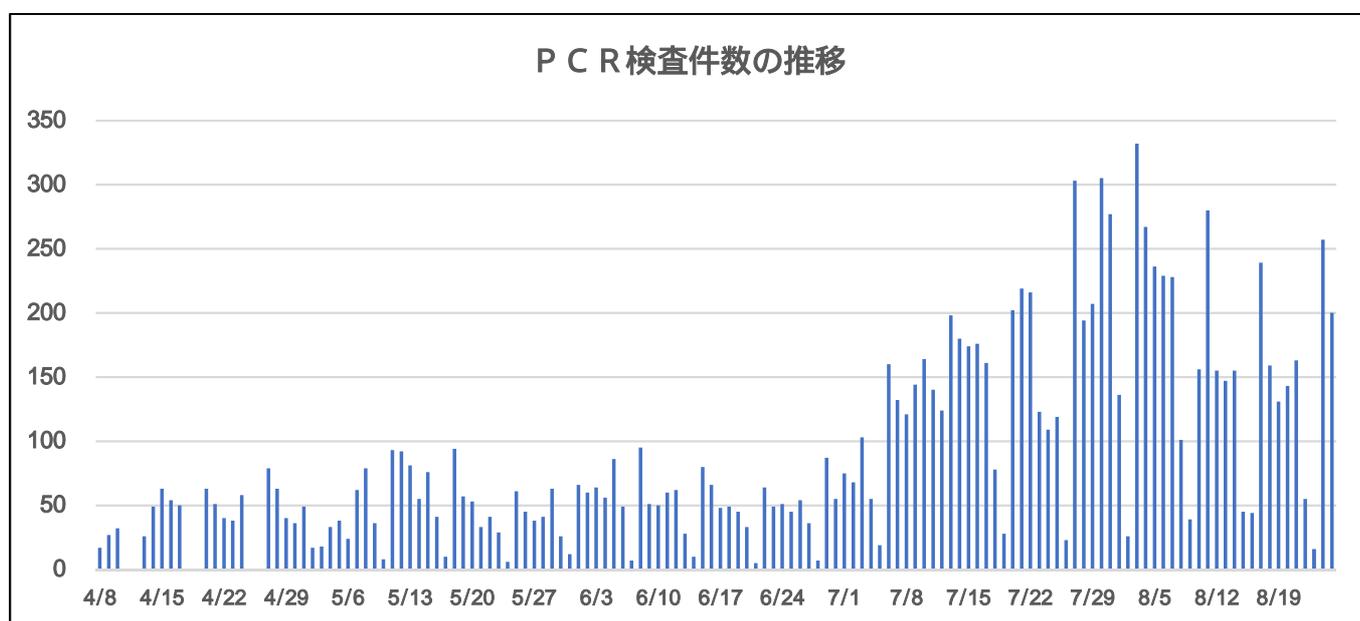
世田谷保健所（行政検査）玉川医師会（保険適用）世田谷区医師会（保険適用）区内医療機関検査数は区内で検査を受けた区民の検査数であり、区外で検査を受けた区民や区内で検査を受けた区外の方の数値は含まれません。また、陰性確認検査として一人で複数回実施した検査件数を含んでいます。

【8月の検査数：4,496件】

1日(土)	2日(日)	3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)
136	26	332	267	236	229	228
8日(土)	9日(日)	10日(月)	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)
101	39	156	280	155	147	155
15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)
45	44	239	159	131	143	163
22日(土)	23日(日)	24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)
55	16	257	200	195	179	183

世田谷保健所（行政検査）玉川医師会（保険適用）世田谷区医師会（保険適用）区内医療機関検査数は区内で検査を受けた区民の検査数であり、区外で検査を受けた区民や区内で検査を受けた区外の方の数値は含まれません。また、陰性確認検査として一人で複数回実施した検査件数を含んでいます。

< PCR検査件数の推移 >



(11) クラスター発生状況及び対応

区内におけるクラスター（5人以上の患者発生があった施設）は、飲食店2件、医療機関2件、社会福祉施設3件、私立幼稚園1件、寮等の共同住宅3件の合計11件です。（令和2年8月28日現在）

< 区内のクラスター発生事例 >

太枠内は、前回報告（7月20日現在）以降に発生した事例です。

施設	患者数 (区外患者含む)	探知日	終息日	概要
飲食店 A	5人	4月11日	4月20日	3月27日 密な環境で15人の食事会参加者を中心に感染が拡大。
飲食店 B	16人	5月30日	6月10日	5月24日 密な環境でのイベント（手巻寿司パーティー）参加者を中心に感染が拡大。
医療機関 A	患者14人 職員2人	4月10日	5月8日	急性期医療機関。入院患者が発症し、病棟内で感染が拡大。
医療機関 B	患者24人 職員8人	4月13日	5月29日	療養型病院。入院患者が他院外来を受診後に発症。院内で感染が拡大。
社会福祉施設 A	入居者6人 職員5人	4月16日	5月12日	認知症ユニットを有する施設。職員が発症し、施設利用者及び職員間で感染が拡大。
私立幼稚園 A	職員3人 園児5人	7月8日	7月23日	幼稚園職員の発症後、園児及び職員間で感染が拡大。
社会福祉施設 B	職員2人 利用者3人	7月21日	8月7日	通所施設。職員1名発症後、施設利用者と職員に感染が拡大。
社会福祉施設 C	入居者12名 職員2名	7月29日	8月17日	入所者が発症し、同じフロアの入所者と職員に感染が拡大。
学生寮 A	寮生9名	8月4日	8月19日	大学運動部の寮。寮生が発症し、部活動等を通して感染が拡大。
学生寮 B	寮生15名	7月29日	8月25日	大学運動部の寮。寮生が発症し、部活動等を通して感染が拡大。
シェアハウス A	入居者7名	8月25日	観察中	職場の同僚が共同生活を行い、職場およびシェアハウス内で感染が拡大。

(12) 社会福祉施設等での感染の発生状況及び対応

区内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等で、職員や利用者に患者が発生した事例は49件把握しています。(令和2年8月28日現在)

< 社会福祉施設等での感染の発生状況及び対応 >

患者数には同一人物が含まれる場合があります。

太枠内は、前回報告(7月20日現在)以降に発生した事例です。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
企業主導型保育施設 A	職員 1 人	3 月 4 日	3 月 5 日 ~ 13 日まで施設休止。
通所介護 A	職員 1 人	3 月 31 日	3 月 25 日から 4 月 7 日まで施設休止。
通所介護 B	利用者 1 人	4 月 6 日	施設を一時休止。陽性者が発熱前後に利用しなかったため、利用者を絞り再開。
通所介護 C	利用者 1 人	4 月 27 日	4 月 28 日 ~ 5 月 10 日まで施設休止。
通所介護 D	職員 1 人	8 月 8 日	濃厚接触者はなし。事業継続。
地域密着型通所介護 A	職員 1 人	4 月 8 日	日中デイを一時休止。
地域密着型通所介護 B	利用者 1 人	5 月 3 日	事業継続。
地域密着型通所介護 C	職員 1 人	7 月 11 日	7 月 12 日 ~ 7 月 21 日まで施設休止。
地域密着型通所介護 D	利用者 1 人	7 月 11 日	7 月 13 日 ~ 7 月 19 日まで施設休止。
地域密着型通所介護 E	職員 2 人 利用者 3 人	7 月 21 日	【(11) クラスター事例に記載】 7 月 25 日 ~ 8 月 7 日まで施設休止。
地域密着型通所介護 F	利用者 1 人	8 月 12 日	8 月 23 日まで施設休止。
短期入所生活介護 A	利用者 1 人	4 月 9 日	事業継続。
認知症対応型共同生活介護 A	職員 5 人 利用者 6 人	4 月 12 日	【(11) クラスター事例に記載】 標準感染予防策を講じた上で事業継続。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
障害児通所施設 A	職員 1 人	4 月 12 日	4 月 13 日～26 日まで施設休止。
障害児通所施設 B	職員 1 人	8 月 8 日	8 月 10 日～16 日まで施設休止。
障害児通所施設 C	職員 1 人	8 月 26 日	8 月 27 日～9 月 7 日まで施設休止。
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) A	職員 1 人	4 月 12 日	事業継続。 別棟の事務職員のため影響なし。
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) B	職員 1 人	4 月 18 日	事業継続。濃厚接触者はなし。
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) C	職員 1 人	8 月 4 日	事業継続。
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) D	職員 1 人	8 月 8 日	事業継続。
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) E	委託事業者 職員 1	8 月 25 日	濃厚接触者はなし。事業継続。
訪問介護 A	職員 1 人	4 月 24 日	陽性者以外の職員で事業継続。
訪問介護 B	利用者 1 人	5 月 14 日	事業継続。
訪問介護 C	職員 1 人	6 月 30 日	陽性者以外の職員で事業継続。
訪問介護 D	利用者 1 人	7 月 25 日	濃厚接触者はなし。事業継続。
訪問介護 E	職員 1 人	8 月 4 日	濃厚接触者はなし。事業継続。
訪問介護 F	職員 1 人	8 月 20 日	事業継続。
訪問リハビリテーション A	利用者 1 人	5 月 14 日	事業継続。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) A	職員 1 人	5 月 28 日	事業継続。
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) B	職員 2 人 利用者 12 人 委託事業者 職員 2 人	7 月 29 日	【(11) クラスター事例に記載】併設デイを 8 月 23 日まで休止(併設デイ職員を介護老人福祉施設の応援に充てるため)。
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) C	職員 1 人	7 月 29 日	濃厚接触者はなし。事業継続。
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) D	職員 1 人	8 月 4 日	濃厚接触者はなし。事業継続。
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) E	職員 1 人	8 月 24 日	事業継続。
私立認可保育園 A	職員 1 人	5 月 30 日	6 月 1 日～14 日まで休園。
私立認可保育園 B	園児 2 人	7 月 14 日	保護者に症状が出た日から該当園児は欠席しているため、園運営に影響なし。
私立認可保育園 C	職員 1 人	7 月 29 日	7 月 30 日～8 月 2 日まで休園。
私立認可保育園 D	職員 1 人	8 月 7 日	8 月 8 日～11 日まで休園。
私立認可保育園 E	園児 2 人	8 月 8 日	8 月 10 日までに施設内の消毒を実施し、休園せずに、8 月 11 日から濃厚接触者以外の園児の保育を通常通り行った。
私立認可保育園 F	職員 1 人	8 月 14 日	園関係者に濃厚接触者がいなかったため、園運営に影響なし。
私立認可保育園 G	職員 1 人	8 月 24 日	8 月 25 日～9 月 4 日まで休園。
私立幼稚園 A	職員 3 人 園児 5 人	7 月 8 日	【(11) クラスター事例に記載】7 月 22 日まで休園。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
私立幼稚園 B	職員 1 人	7 月 22 日	7 月 20 日より夏休み期間のため、園運営に影響なし。
私立幼稚園 C	職員 1 人	8 月 4 日	7 月 22 日より夏休み期間のため、園運営に影響なし。
訪問看護 A	職員 3 人 利用者 1 人	7 月 24 日	8 月 11 日まで拠点での事業休止。
障害者通所施設 A	職員 1 人	7 月 26 日	7 月 25 日～27 日まで施設休止。
総合事業 A	利用者 1 人	7 月 31 日	濃厚接触はなし。8 月 3 日は消毒のため自主休業し、以降は事業継続。
区立認可保育園 A	職員 1 人	8 月 8 日	園関係者に濃厚接触者がいなかったため、園運営に影響なし。
区立認可保育園 B	園児 2 人	8 月 23 日	8 月 24 日～9 月 4 日まで休園。
区立認可保育園 C	職員 1 人	8 月 24 日	園関係者に濃厚接触者がいなかったため、園運営には影響なし。

(13) 区立施設での感染の発生状況及び対応

区立施設（社会福祉施設等を除く）では、職員等の感染事例がこれまでに7件発生しています。発生状況及び対応については、以下のとおりです。（令和2年8月28日現在）

< 区立施設（社会福祉施設等を除く）での感染の発生状況及び対応 >

太枠内は、前回報告（7月20日現在）以降に発生した事例です。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
烏山保健福祉センター	職員1人	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・4月23日に職員1人の陽性が判明。 ・4月24日に烏山総合支所の3階部分の立ち入りを制限し、フロア全体の消毒を実施した。 ・当該職員と近接した座席の職員は、5月4日まで自宅待機。
区立小学校A	児童1人	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・7月5日に児童1人の陽性が判明。 ・7月6日、7日、8日を臨時休業とし、新BOPについても休止とした。 ・濃厚接触者の特定とPCR検査を実施（全員陰性）消毒を実施した。 ・7月9日から学校再開。 ・濃厚接触者は14日間の自宅待機とし、児童が所属するクラスは15日まで学級閉鎖。
区立小学校B	支援スタッフ1人	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・7月20日に支援スタッフ1人の陽性が判明。 ・7月20日を臨時休業とし、児童を帰宅させる。新BOPも休止とした。 ・濃厚接触者の特定と消毒を実施した。 ・担任教員や児童に濃厚接触者がいないことから、21日から学校再開。 ・教員等5人を濃厚接触者として特定。PCR検査を実施（全員陰性）。濃厚接触者は14日間の自宅待機。
本庁舎 (第2庁舎)	職員1人	8月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・8月11日に子ども・若者部子ども育成推進課の職員1名の陽性が判明。 ・区民と接する業務は行っておらず、執務室内の消毒を実施し、翌日以降も通常どおり業務を行った。 ・濃厚接触者に対しPCR検査を実施（全員陰性）。濃厚接触者は8月20日まで自宅待機。

<p>本庁舎 (第2庁舎)</p>	<p>職員 1 人</p>	<p>8 月 19 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 19 日に子ども・若者部子ども育成推進課の職員 1 名の陽性が判明。 ・ 職場に濃厚接触者がいないことから、執務室内の消毒を実施し、翌日以降も通常どおり業務を行った。
<p>区立小学校 C</p>	<p>教員 1 人</p>	<p>8 月 24 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 24 日に教員 1 人の陽性が判明。 ・ 8 月 25 日の補習授業を中止とし、新 BOP についても休止とした。 ・ 濃厚接触者の確認の結果、教職員や児童に濃厚接触者がいないことから、26 日から補習授業と新 BOP を再開。
<p>区立小学校 D</p>	<p>児童 1 人</p>	<p>8 月 25 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 25 日に児童 1 人の陽性が判明。 ・ 8 月 25 日の新 BOP を休止とし、児童を帰宅させる。 ・ 濃厚接触者の特定と必要な消毒等を実施のうえ、新 BOP を 8 月 26 日から再開。 ・ 濃厚接触者は 14 日間の自宅待機。

2 . 区の実組みと今後の対応（7月18日～8月28日）

（1）有識者との意見交換

現在、世田谷区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対策の検討、対応を行っています。区では、感染症対策と経済活動の維持の両立が今後の課題となる中で、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」を敷き、令和2年7月27日（月）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、各分野について区の現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺いました。

< 議 事 >

- 1 開会
- 2 区の実状分析に関する報告
- 3 総合的な施策展開について意見交換
 - （1）感染拡大防止に寄与する検査体制のあり方
課題：電話相談の体制、PCR検査（拡大）、病床確保について
 - （2）感染拡大防止と社会福祉施設運営のあり方
課題：社会福祉施設における抗体保有調査の実施について
 - （3）感染拡大防止に寄与する区の実行普及啓発のあり方
課題：感染状況区民への情報発信について
 - （4）感染拡大防止と学校等子ども関連施設運営のあり方
課題：子どものあそび方・過ごし方と感染予防について
 - （5）「感染拡大防止」と「区民生活・経済活動」の両立のために必要なこと
- 4 閉会

< 有識者との意見交換において出た主な意見 >

- ・PCR検査の拡充として、社会的インフラを支える施設やそれらを支えている区民等への社会的検査を行うことは、感染拡大防止策として有効である。
- ・地域政策の在り方が変化しており、区が区民をどのように守るかを示すことが大切である。
- ・感染拡大防止により日常生活が変化し、子どもの「生活・そだち・権利」に影響を与えていることを認識することが大切である。
- ・子どもたちに対して、この間説明がないために、受動的に大人的意思決定に従うしかなく不安だけが大きくなっており、子どもたちが主体的に考えられるような情報の提供の仕方に課題がある。
- ・PCR検査を拡充するという意思は大切だが、どのように実現していくのか体制や環境整備を丁寧かつ具体的に検討していくことが重要である。

(2) 電話相談体制の強化

帰国者・接触者電話相談センターは、7月下旬と8月上旬に再び1日300件を超える時期がありましたが、8月中旬以降は1日平均200件程度で推移しています。

8月には看護師の人材派遣委託による受電体制を強化しました。今後の相談件数のさらなる増加にも対応できるよう、専門人材をさらに投入し、回線を増強するとともに、区民が問合せ内容に応じて適切な相談先を選択し、必要な回線に振り分ける機能や、通話内容に応じて録音も可能な機能を導入し、相談件数が増加した際も適切に対応できる体制を整備します。

< 電話回線の増強 >

- ・一般相談回線
一般的な新型コロナウイルス関連の相談
主に保健所の衛生監視と人材派遣の看護師で対応
- ・帰国者・接触者相談回線
新型コロナウイルス感染症の疑い例及び濃厚接触者に関する相談
保健所・総合支所等の看護師・保健師と、人材派遣の看護師で対応

区分	～4月 12日	4月 13日～	8月～	9月～	10月～
一般相談回線	1回線	2回線	2回線	2回線	2回線
帰国者・接触者相談 回線	2回線	4回線	6回線	8回線	8回線
相談対応可能件数 /日	144件	288件	384件	480件	状況に応じて最大21 回線まで拡大可能

(3) PCR検査体制の充実

区では、感染者数が今もなお増加傾向にあり、日々新たな感染者が出ていることは周知のとおりです。第2波の到来とも呼べるような状況のなか、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来のPCR検査の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする社会的検査の実施に取り組みます。

<感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型）>

規模

1日あたりの最大想定検査件数を300件程度から600件程度に拡大します。

検査状況

区分	最大検査件数（6月末）	拡大後
区内医療機関	1日あたり 180件 （保険診療）	180件（-） （保険診療）
世田谷区医師会 玉川医師会	1日あたり 100件 （保険診療 80、行政検査 20）	260件（+160） （保険診療）
世田谷保健所	1日あたり 80件（行政検査）	160件（+80） （行政検査）
最大検査数	360件 （保険診療 260、行政検査 100）	600件 （保険診療 440、行政検査 160）

拡大にあたって

現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めています。効果としては、検査結果判明までの時間短縮化が図られ、検査翌日の午後以降に判明したものが翌朝には判明するものです。

<社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）>

内容

介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部での有識者との意見交換の場での提案を受け、感染疑いのある人に対しては、感染症拡大防止のため、従来どおりPCR検査を継続実施しつつ、介護、障害、保育等の接触を避けられない従事者に対する新たな取組みとして、社会的検査を実施します。

社会的検査について

- 1) 今般のコロナ禍において、施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起こりやすいとされる社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を行

政検査として、社会的検査に位置づけます。この検査については、令和2年8月18日付け厚生労働省通知に記されています。

- 2) 介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるとともに、保育等の現場においてはクラスター化を抑止することで、施設内感染の防止や事業所等のサービスを止めないことにつなげるため、介護、障害、保育等の現場で、対人接触を避けられない職員等に対し実施します。

これまでの区の発症例として、介護、障害、保育等の事業所が多いことから、実態に即したものとして、対象施設を絞りました。

- 3) 対象施設においては、当面、従来型のPCR検査での実施とします。前鼻腔方式(自己採取)による医師や看護師立会いの下での検査や、プール方式は国との協議を経て実施する予定です。

対象 約26,000人

- 1) 介護事業所で働く職員(約12,000人) 特養等の施設入所予定の方を含む。
- 2) 障害者施設で働く職員 約3,000人(区立、民立)
- 3) 保育園(約10,000人)、幼稚園(約1,000人)で働く職員

区内事業所で働いている職員を対象

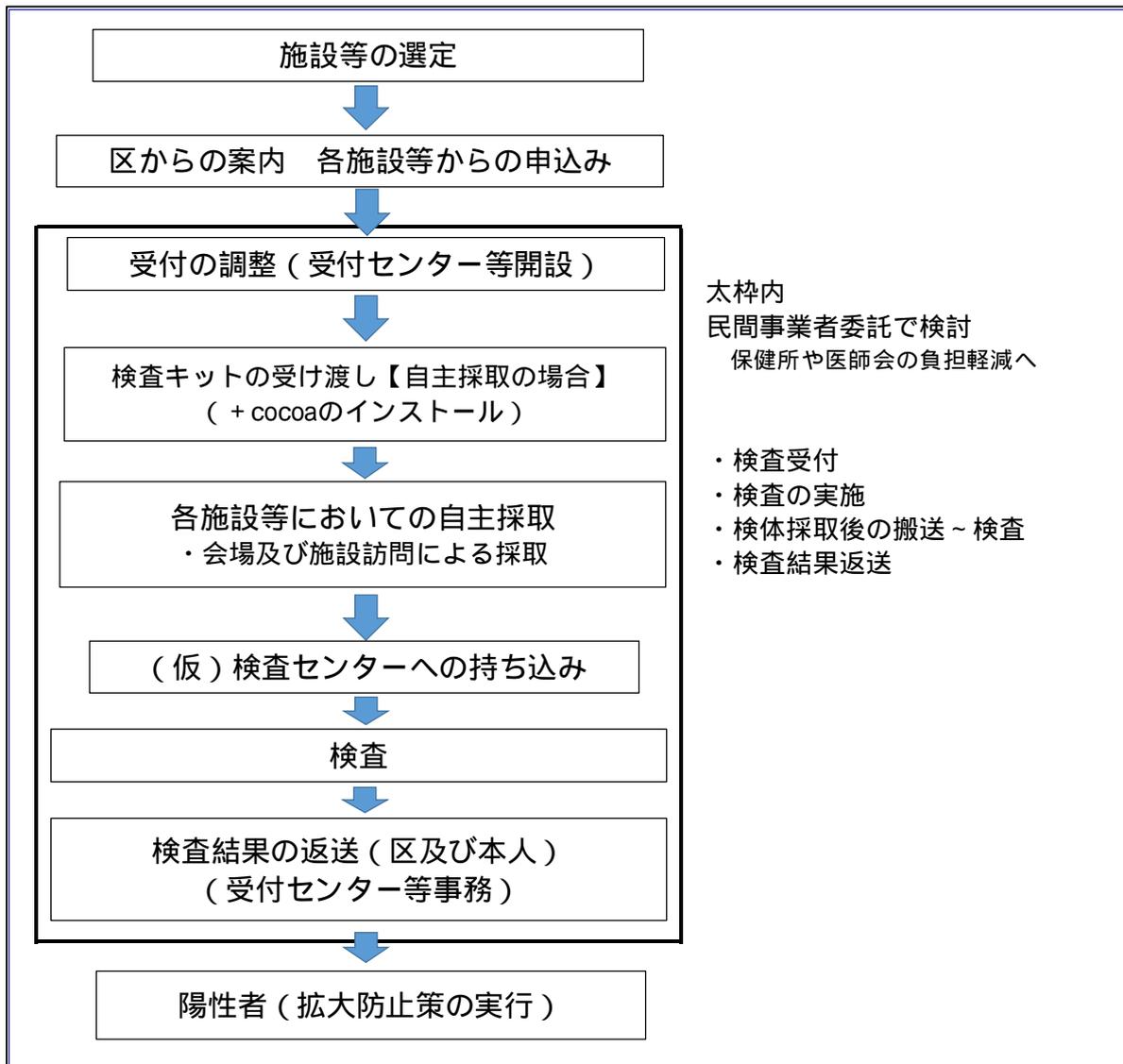
規模

- ・23,000人分を想定(上記対象者の8割(約21,000人)の実施を想定し、さらに緊急対応分(約2,000人)を加算)
- ・介護事業所から優先的に開始し、その後、障害者施設、保育園及び幼稚園の順に実施します。
- ・特に介護事業所については、利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、サービス種別のうち、複数の事業所から陽性者が発生しているもの(介護老人福祉施設、通所介護等)については、優先的に定期的検査を実施します。

手法

当面は従来型のPCR検査(鼻咽頭拭い方式1検体ずつ検査)での実施とし、会場の使用や施設訪問を予定します。前鼻腔方式(自己採取)による、医師や看護師立会いの下での検査や、プール方式は国との協議を経て実施する予定です。加えてcocoaのインストールも勧奨し、フォロー体制も拡充します。

なお、陽性者が発生した場合の対応は保健所となりますが、濃厚接触者の範囲の特定、健康観察、接触追跡者(コンタクトトレーサー)など、民間事業者を活用した看護師等の専門職による実施を検討し、保健所から運用等に関するアドバイスなど、事業者が業務遂行できるフォロー体制を整え、保健所業務の負担とならないスキームを構築します。また、介護事業所及び障害者施設については、国のサービス継続支援事業や包括支援交付金の活用などを視野に入れ、陽性者が発生した際の事業継続のための支援にも取り組んでいきます。



今後の取組み

社会的検査の実施に向けては、「場所の確保」「人材の確保」「財源の確保」の3つの要素が非常に重要です。中でも、社会的検査という観点から自己負担ではなく、財源については、国や都の財源の活用や区の独自財源やふるさと納税による寄附、賛同を得た民間企業等からの支援などが考えられます。

一方、令和2年8月18日付の厚生労働省通知では、高齢者施設等に勤務する者や新規入所者等については当該施設で感染者がいない場合であっても、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は行政検査の対象となりうる旨が示されており、現在国に対して照会しているところです。

行政検査の適用範囲が拡大した場合、その検査費用等が国費となる可能性が高いことから、PCR検査の拡充を進めるにあたっては、国や東京都に対し必要性を説明し支援を求めています。

また、療養施設の確保や拡大は必要な観点であることから、都と協議し区独自で確保に向けた検討をしています。加えて、感染症拡大防止への対応を優先することから、従来型のPCR検査は実施し、今後の感染状況の推移も見極めながら、状況によっては社会的検査を一旦休止します。

なお、今回の社会的検査については、下記のとおり段階的に取り組んでいきます。

9月中旬	第1段階	8月18日厚生労働省通知に基づき行政検査に位置付けられる可能性の高い事例について介護事業所より先行実施。なお実施にあたっては既存の予算の範囲内で行う。 (想定事例) これまでに介護事業所の職員が陽性となった場合や濃厚接触者には該当しない場合も利用者への感染防止の観点から事業者がPCR検査の受診を希望した場合等を想定
10月～	第2段階 第3段階 第4段階	介護事業所(特養等の施設入所予定の方を含む)における社会的検査 障害者施設における社会的検査 保育園・幼稚園における社会的検査 上記第2～4段階においても、特に介護事業所については、利用者への感染に伴う重症化を避けるため、定期的な検査や施設における発症状況により繰り返しの検査を実施。
実施後		検査結果の検証や財源面の問題、今後の感染状況の推移も見極めながら、次の段階に向けて検討を続けていく。

【参考：その他施設】

- ・小中学校 約9,800人(教職員等)
- ・新BOP 約2,700人(常勤、指導員等)
- ・清掃職員 約300人

<その他>

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、区ではPCR検査体制の拡充について検討を始めており、今後、PCR検査の拡大について注力する方針としたことから、抗体保有調査については当面見合わせます。

(4) 保健所の体制強化

< 執務スペースの確保 >

保健所のハード面の環境について、独立性と安全性を確保し、有事の際に専門職を配置し、感染症対策業務を円滑に進めるため、8月末に、第二庁舎1階のレイアウト変更を実施し、組織改正を見据え、保健所の執務スペースを拡張しました。

< 組織体制の強化 >

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化を図るため、保健師等をはじめとした職員が平時から緊密に協力連携し、有事の際に迅速に参集して機動的かつ柔軟に対応可能な組織体制の構築を図るため、9月1日付で組織改正を行います。

< 組織改正の内容 >

所管部	現行	改正組織	改正内容
世田谷保健所	<pre> graph TD A[世田谷保健所] --- B[副所長] B --- C[健康企画課] B --- D[健康推進課] B --- E[感染症対策課] B --- F[生活保健課] B --- G[副参事(感染症対策特命担当)] B --- H[副参事(地域保健医療担当)(5)] </pre>	<pre> graph TD A[世田谷保健所] --- B[副所長] B --- C[健康企画課] B --- D[健康推進課] B --- E[感染症対策課] B --- F[地域保健課] F --- G[世田谷保健相談課] F --- H[北沢保健相談課] F --- I[玉川保健相談課] F --- J[砧保健相談課] F --- K[烏山保健相談課] B --- L[生活保健課] B --- M[副参事(感染症対策特命担当)] B --- N[副参事(地域保健医療担当)(5)] </pre>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化を図るため、「地域保健課」を新設し、新設する「各保健相談課」業務の支援・調整、感染症全般に関する基礎データの分析、予防接種の住民接種の調整などを担う。有事の際には感染症対策課と連携し、サーベイランス・情報収集、防疫業務などを行う。</p> <p>○併せて副参事（感染症対策特命担当）を廃止する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化を図るため、各地域ごとに「保健相談課」を新設し、母子保健・精神保健等の業務及び防疫業務を担う。また、保健相談課は各保健福祉センター健康づくり課を兼務する。</p> <p>○併せて副参事（地域保健医療担当）を廃止する。</p>